

平成18年西東京市教育委員会第3回定例会会議録

- 1 日 時 平成18年3月28日(火)
開会 午後2時02分 閉会 午後2時24分
- 2 場 所 保谷庁舎 防災センター6階講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委 員 長 竹 尾 格
委員長職務代理者 大 後 みき子
委 員 角 田 富美子
教 育 長 宮 崎 美代子
- 5 出席職員 学 校 教 育 部 長 村 野 正 男
学校教育部参与兼教育庶務課長 二 谷 保 夫
学校教育部主幹(教育庶務課) 小 野 隆
学校教育部副参与兼学務課長 富 田 和 明
学校教育部副参与兼指導課長 大 町 洋
総 括 指 導 主 事 中 村 豊
学校教育部副参与兼教育相談課長 長 澤 和 子
生 涯 学 習 部 長 名 古 屋 幸 男
社 会 教 育 課 長 宮 寺 勝 美
生涯学習部副参与兼スポーツ振興課長 富 所 利 之
生涯学習部副参与兼保谷公民館長 島 崎 隆 男
中 央 図 書 館 長 小 池 博
- 6 事務局 教育庶務課庶務係長 白 井 清 美
教育庶務課庶務係主査 大和田 順 子
- 7 傍聴人 0人

平成18年西東京市教育委員会第3回定例会議事日程

日 時 平成18年3月28日（火） 午後2時00分～

場 所 西東京市防災センター6階講座室2

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第13号 教育財産の処分について（申出）
- 第 3 議案第14号 西東京市教育委員会の指導主事の人事についての専決処分について
- 第 4 議案第15号 西東京市社会教育指導員の設置に関する規則の一部を改正する規則
- 第 5 議案第16号 西東京市教育委員会の課長（相当職を含む。）の職以上の人事についての専決処分について
- 第 6 報 告 事 項 （ 1 ） 西東京市社会教育指導員設置及び取り扱い要綱の廃止について
〔ｽｽ[°]-ツ振興課長〕

（ 2 ） 西東京市社会体育施設使用料の適正化について(答申)について
〔ｽｽ[°]-ツ振興課長〕
- 第 7 その他

西東京市教育委員会会議録

**平成 1 8 年第 3 回定例会
(3 月 2 8 日)**

午後 2 時 0 2 分 開 会

議事の経過

竹尾委員長 ただいまから平成 18 年西東京市教育委員会第 3 回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。本日は大後委員にお願いいたします。

竹尾委員長 日程第 2 議案第 13 号 教育財産の処分について（申出）、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第 13 号 教育財産の処分について（申出）、の提案理由を御説明申し上げます。

東京都では都市計画道路西 3・2・6 号線の事業を推進しております。そこで、西東京市立保谷中学校東側の校地の一部が同事業区域に該当することから、東京都から用地買収の申出がございました。つきましては、東京都の用地買収に応じるため教育財産の処分を市長に申し出る必要があることから、本委員会に提案するものでございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。詳細につきましては事務局より説明いたさせます。

村野学校教育部長 それでは、教育長に補足して、議案第 13 号 教育財産の処分について（申出）、補足説明をさせていただきます。

保谷中学校の体育館・プールの建て替えにつきましてはこれまでも何回か御説明を申し上げてまいりましたが、ただいま教育長から御説明ありましたように、東京都の 3・2・6 号線、いわゆる調布保谷線の事業用地のために 18 年度において用地を売却するということとなります。議案書に校地面積が出ておりますが、現在、校地面積といたしましては 1 万 5,888.59 平米となります。このたび財産の処分をする面積につきましては 2,915.62 平米となります。したがって、残りの面積が 1 万 2,972.97 平米ということとなります。

議案書の次のページをお開きいただきたいと思います。保谷中学校の求積表になっております。今回、保谷中学校の校地のうち、こちらに記載されております 982 - 18 番地、以下 4 筆、合わせて 5 筆になりますが、これらの売却を行うということで、求積表の一番右側の地積の欄を御覧いただきたいと思います。5 筆の合計が 2,915.62 平米となります。

位置図につきましては次のページに「現況重ね図」が添付してございますが、右側が北になります。全体的に上にありますのが、これが保谷中学校の現在の校地ということで、緑色、ブルー、黄色と赤、そして茶色、この部分、5 筆ありますが、これが今回売却する 2,915.62 平米に該当するということとなります。

なお、保谷中学校の建て替えにつきましては、現在、建て替え工事にかかわる建設費については議会で審議中ということになりますが、基本的には体育館・プールの建て替えにつきましては 18、19 年度、2 力年の事業ということとなります。平成 18 年の 6 月から仮設体育館の建設が始まります。既存体育館の解体、プールの解体が 9 月以降、そして新設体育館の建設が 18 年の 11 月から 20 年の 2 月までということで、供用開始は 20 年の 4 月を予定しているところであります。総工費につきましては、これまでも御説明申し上げてまいりましたが、10 億 6,000 万円ほどの事業費となります。そして、この財源につきまして

はすべて東京都の財源ということで、ただいま御説明申し上げました土地の売却費、そして建物の補償費、これが総額で約10億6,000万円補償補てんがあるということで、これを財源に建て替えを行うものであります。補足説明は以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第13号 教育財産の処分について（申出）、は原案のとおり可決承認されました。

竹尾委員長 日程第3 議案第14号 西東京市教育委員会の指導主事の人事についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第14号 西東京市教育委員会の指導主事の人事についての専決処分について、の提案理由を御説明申し上げます。

西東京市教育委員会における指導主事につきましては、現在おります池田富太郎指導主事が、派遣期間満了のため新宿区立牛込第三中学校副校長として昇任異動となります。また、後任といたしまして、板橋区立高島第一中学校主幹、渡邊重幸先生が新たに西東京市教育委員会の指導主事として派遣される予定です。このため、西東京市教育委員会としては、東京都教育委員会へ内申を行う関係から、緊急を要し、教育委員会を招集する暇がないため、西東京市教育委員会事務委任規則第5条により専決処分したので、同規則第6条の規定により報告するものでございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第14号 西東京市教育委員会の指導主事の人事についての専決処分について、は原案のとおり承認されました。

竹尾委員長 日程第4 議案第15号 西東京市社会教育指導員の設置に関する規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第15号 西東京市社会教育指導員の設置に関する規則の一部を改正する規則、についての提案理由を御説明申し上げます。

平成18年4月1日から、西東京市南町スポーツ・文化交流センターの開設に伴い、西東京市社会教育指導員の配置が新たに必要になります。このため、規則の一部を改正を行い、配置における整備と文言の一部改正を行ったものです。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。詳細につきましては事務局より説明いたさせます。

富所スポーツ振興課長 それでは、議案第15号 西東京市社会教育指導員の設置に関する規則の一部を改正する規則、について教育長に補足して御説明いたします。

学習部の方でございますが、総務部副主幹、社会福祉法人西東京市社会福祉協議会に派遣されておりました東原 隆は生涯学習部スポーツ振興課長に昇任いたします。議会事務局議事課長、相原 昇は生涯学習部保谷公民館長となります。以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第16号 西東京市教育委員会の課長（相当職を含む。）の職以上の人事についての専決処分について、は原案のとおり承認されました。

竹尾委員長 日程第6 報告事項に移ります。

質疑は報告事項がすべて終わってから一括して行います。

報告事項（1）西東京市社会教育指導員設置及び取り扱い要綱の廃止について。

富所スポーツ振興課長 それでは、西東京市社会教育指導員設置及び取り扱い要綱の廃止について、御説明申し上げます。

社会教育指導員については、西東京市社会教育指導員の設置に関する規則に基づきまして要綱を制定したところでございます。その内容につきましては、職務内容、定数、勤務時間、有給休暇等を要綱で定めていたものでございますが、先ほども規則の一部改正の中で御説明差し上げましたように、勤務施設の変更などもありましたことから、内容の整理を行い、西東京市社会教育指導員スポーツ担当指導員の設置及び取り扱いに関する要領とするため、要綱を廃止するものでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

竹尾委員長 報告事項（2）西東京市社会体育施設使用料の適正化について（答申）。

富所スポーツ振興課長 西東京市社会体育施設使用料の適正化について（答申）、は、西東京市使用料等審議会より答申がありましたので、御報告させていただきます。

西東京市社会体育施設使用料の適正化についての諮問は、平成17年12月27日の、第12回定例会、議案第58号で教育委員会の議決を得て、平成18年1月31日に、使用料等審議会に諮問したところであります。使用料等審議会で実質審議が2回行われ、3月10日付で答申されたものでございます。答申内容は西東京市社会体育施設使用料、これは体育館関係でございますが、こちらの中で「別紙のとおり改正することが適当と認めます。」としているものでございます。

恐れ入りますが、次ページの「別紙」をお開きください。答申内容はこの表のとおりでございますが、諮問内容と相違ないものでございます。なお、審議経過では、今回の改正案はすべて妥当なものと考えた意見がありましたが、使用料改正により、市民サービスとして還元されるものは何があるのかという意見もございました。それについては、教育委員会の方でお答えさせていただいたのは、施設関係ですが、ハード面のスポーツ環境の改善。これは、施設の設置後の経過年数により経年劣化が著しい施設が最近多く見られますが、市の総合計画に施設改修計画を位置づけ、平成16年度からの年次計画により積極的に施設改修

を進め、スポーツ環境の整備・改善を図っている経過があること。これは、具体的に言いますと、今年度、芝久保第二のテニスコートの張りかえをしているというようなことをハード面で市民サービスの還元を行っているものとございます。別に、第2点としまして、体育機器等のレベルアップ。これは、トレーニング室のトレーニング機器とか、体育室の卓球台などについてはおおむね5年のリースで機種を更新することによりレベルアップを図っていること。

別な面として、ソフト面では、体育館の使用区分の改善を行っているということは、これは、平成18年4月、来月からでございますが、スポーツ施設条例に基づきまして総合体育館の体育室の使用区分を、1日3区分から4区分に改善を行い、施設の有効活用をするとともに、トレーニング室の使用はフリータイム制を導入して、市民の利便性の向上を図っていること。また、2点目として、スポーツ振興事業、教室でございますが、その拡充を行っていること。これは、18年の4月からスポーツ施設の一部に指定管理者制度を導入することから、今までの市域の一部を中心に実施してきましたスポーツ振興事業、教室でございますがそれを指定管理者が今度は市内の全域で実施することが可能になりましたので、そのため、市民ニーズに応じたプログラムサービスを提供することによりスポーツに対するきっかけづくりを推進することができること。3点目としましては、使用市民の意見聴取ということで、市民等の利用者から施設運営及びスポーツ振興事業の満足度、評価等のアンケート等を実施し意見聴取を行うことにより、今後の事業計画に反映を行うことなどを答弁させていただいたところでございます。今後については、この答申を尊重し、スポーツ施設条例の改正を内部調整を今後していくところでございます。よろしく御理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。一括して質疑を受けます。 質疑を終結します。

以上で報告事項を終わります。

竹尾委員長 日程第7 その他、を議題といたします。教育委員会全般についての質疑を受けいたします。 質疑を終結します。

その他の事項についてを終わります。

以上をもちまして平成18年西東京市教育委員会第3回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後 2 時 2 4 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署名委員